札幌市告示第3404号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成４年規則第９号）第４条の規定に基づいて告示します。

令和８年８月31日

札幌市長　秋元　克広

記

１　契約担当部局

郵便番号　060-8611　　札幌市中央区北１条西２丁目（札幌市役所本庁舎７階）
札幌市都市局市街地整備部総務課（電話011-211-2555）

２　入札に付する事項

(1)役務の名称　　令和８年度 滑動崩落対策施設 地下水位観測業務（里塚地区ほか２地区）
(2) 調達案件の仕様等　　入札説明書による。
(3) 履行期間　　契約書に示す着手の日から令和９年２月３日までとする。
(4) 履行場所　　入札説明書による。
(5) 入札方法　　総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

３　入札参加資格

(1)　地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しない者であること。
(2)　会社更生法による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続き開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
(3)　札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加の停止措置を受けている期間中でないこと。
(4)　令和７・８年度の札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）に以下の登録がある者であること。
①大分類：建設関連サービス業
②中分類：地質調査業
③資格等：地質調査業者登録
④コンサルタント登録：「地質部門」、「土質及び基礎部門」のいずれか
⑤所在地（本店もしくは支店）：市内

４　入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記１に同じ。
(2) 入札書の受領期限
令和８年９月14日（月）９時30分（必着）
(3) 開札の日時及び場所
令和８年９月14日（月）10時00分
札幌市役所本庁舎７階市街地整備部小会議室（札幌市中央区北１条西２丁目）
(4) 開札
入札終了後直ちに上記(3)の場所にて行う。
(5) 入札書の提出方法
入札書は、別紙１の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。

５　入札手続等

(1) 入札保証金　　免除
(2) 契約保証金　　要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して５日後（５日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否　　要

(5) 最低制限価格の設定　　無

(6) 落札者の決定方法等

ア　落札者の決定

札幌市契約規則第７条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留の上、下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ　入札参加資格の審査

落札者の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有するものであるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して３日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記３に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

ウ　入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とし、次順位者を新たな落札候補者として上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。